

である特定電気通信役務提供者によつてあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従つて行つた識別符号その他の符号の電気通信による送信（当該侵害情報の送信より後に行つたものに限る。）

（提供の方法）

第六条 法第十五条第一項第一号の総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子メールを送信する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

三 法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録された同項に定める事項を、電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、当該申立人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

2

法第十五条第一項第二号が適用される場合における前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した」とあるのは「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した」と、「申立人のみ」とあるのは「同号の他の開示関係役務提供者のみ」と、「当該申立人」とあるのは「当該他の開示関係役務提供者」とする。

（法第十五条第一項第一号の総務省令で定める発信者情報）

第七条 法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求していいる場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める情報とする。

一 法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求していいる場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める情報

イ 法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項

第三号に該当すると認められる場合 第二

条第九号から第十二号までに掲げる情報

ロ 法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項

第三号に該当すると認められない場合 第二

条第五号から第七号までに掲げる情報

二 法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合（前号に該当する場合を除く。）第二条第五号から第七

号まで及び第十四号に掲げる情報

三 法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合 第二条第

九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる

情報

附 則

第一条 この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

第二条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）は、廃止する。